



ご確認ください！

予約が  
必要です。

## 障害児通所サービスなどの手続き(新規申請) ご希望の皆様へ

### 手続きの概要

障害児通所等のサービスを受けるには受給者証が必要です。  
受給者証発行のためには所定の手続き(申請)が必要です。

- 手続き(申請)に必要な書類があります。
- サービスの給付要件や、必要量を確認させていただくため  
区役所職員(地区担当員)による聞き取りの調査(60分程度)  
があります。(予約制)
- 受給者証の発行には一定の期間がかかります。  
(1~2か月※目安です)

### 必要な書類

- **児童の障害(内容や程度)のわかる書類もしくは医師の診断書**  
(いずれかが必要となります)
  - ・ 障害のわかる書類: 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
  - ・ 医師の診断書: 「診断名」「障害の有無とその内容」および「療育の必要性」  
が明記されており、かつ6か月以内の日付のもの
- **「サービス等利用計画(案)」等**  
(いずれかが必要となります)
  - ・ 障害児相談支援事業所で作成された「障害児支援利用計画案」
  - ・ ご自身(保護者・支援者)の作成した「セルフプラン」
- **窓口にいらした方(保護者など)の身分のわかるもの**  
マイナンバーカード、保険証、免許証など

※上記以外にも世帯状況によっては必要な書類がございます。別途問い合わせください。

裏面も併せてご確認ください！！

## 聞き取り調査内容(要予約)

### ●児童の心身の状況及び支援の程度

発達の状況、ご家庭、所属先(幼稚園、保育園など)での様子、生活上(食事や排せつ、身の回り)必要な支援の方法、通院先、生活環境など

### ●ご家族(父、母、兄弟、他)の状況

ご家族の就労状況、心身状況、介護度など

### ●その他

児童と一緒に来所してください。(諸事情にて来所が難しい場合はご相談ください。)

## 受給者証発行までの流れ

### ①事前準備

通所先の見学、障害児相談支援事業所選定、必要書類の入手

### ②聞き取り調査・申請予約

お住いの担当エリアに電話で面接の予約する

※下記【お問い合わせ先】にて電話番号をご確認ください。

(ご希望の日付にて予約が取れない場合もあります。)

### ③申請(調査面接)

必要書類を持参のうえ、申請及び聞き取り調査

(対面による調査です。職員が訪問で行う場合もあります。)

### ④審査

地区担当員が聞き取った内容、提出書類をもとに、必要なサービスの確認・審査をおこないます。

### ⑤決定(受給者証の発行)

サービス支給の要否を決定、申請者(保護者)へ受給者証を発行いたします。

### 【お問い合わせ先】

※お住いのエリアで異なります。ご注意ください。

●北区障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 03-3908-1358

(王子、豊島、堀船、東十条、王子本町、岸町、中十条、十条台、十条仲原、上十条、滝野川、栄町)

●北区障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 03-3903-4161

(赤羽、北赤羽、赤羽台、赤羽西、赤羽南、岩淵町、浮間、神谷、桐ヶ丘、志茂、西が丘)

●滝野川地域障害者相談支援センター ☎ 03-4334-6548

(上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端)